

## ケアセンターメゾンヴェルト（予防）短期入所生活介護運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人みどり共生会が開設するケアセンターメゾンヴェルト（以下「事業所」という。）が行う、短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が利用の意志を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 本事業において提供する指定介護福祉施設サービス（以下「サービス」という。）は、介護保険法ならびに厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に旨するよう、その者的心身の状況に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。
- 3 入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- 4 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 5 サービス提供は、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように説明する。
- 6 サービスの提供に当たり、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 7 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的ものとならないよう配慮して行う。
- 8 定期的に、提供したサービスの質の管理、評価を行い、常に改善を図る。
- 9 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

### （事業所の名称と所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアセンターメゾンヴェルト
- (2) 所在地 横浜市緑区鴨居7-19-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (兼務)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 事務員 2名以上 (兼務)

事務員は、庶務及び会計事務を行う。

- (3) 介護職員 37名以上 (兼務)

介護職員は、利用者の心身の状態を把握するとともに日常生活の介護を行う。

- (4) 生活相談員 2名 (兼務)

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者など他の機関との連携を行う。

- (5) 看護職員 2名以上 (兼務)

看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、医師の診療補助、看護並びに職員の保健衛生管理等を行う。

- (6) 管理栄養士 1名 (兼務)

管理栄養士は利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮した献立作成と調理員の指導、給食記録を行う。

- (7) 調理員 (委託)

調理員は、管理栄養士に指示を受け、適切な時間に適温で給食を提供する。

- (8) 医師 2名 (嘱託)

医師は、利用者及び職員に対する診療に従事し、看護職員を指示する。

- (9) 歯科医師 1名 (嘱託・非常勤)

歯科医師は、利用者及び職員に対する歯科診療に従事し、歯科衛生士を指示する。

- (10) 計画担当介護支援専門員 1名 (兼務)

介護支援専門員は、介護サービス計画を作成し、その実施について指導監督する。

- (11) 機能訓練指導員 1名以上 (兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は12名とする。

(具体的サービス内容)

第6条 提供するサービスの主な内容は次のとおりとする。

- (1) 介護サービス

介護サービスは、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と生活の充実に旨するよう

適切な技術をもって行う。

ア. 入浴・清拭

1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、または清拭を行う。

イ. 排泄介助

入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について援助を行う。おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつ介助を適切に行う。

ウ. その他

前記各項に定める他、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行う。

(2) 食事サービス

入所者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに適切な時間に適温で行う。

利用者の食事は、自立の支援に配慮し、できるだけ離床してフロア食堂で行う。

(3) 健康管理サービス

医師及び看護婦は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を行う。

(4) 相談及び援助

常に入所者の心身の状況やその置かれている環境などの把握に努め、利用者又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(5) 機能訓練

入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) その他のサービスの提供

教養娯楽設備を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

(施設サービス計画の作成)

第7条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員及び相談員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

(身体拘束の原則禁止)

第8条 施設は入所者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を原則として行わない。

ただし、緊急やむを得ない理由による場合は書面による同意を得、実施記録を記載するなど、適正な手続きにより身体拘束を行う場合がある。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。

- 一 施設は、身体的拘束等の適正化対策を検討する委員会を原則3カ月に1回以上開催し、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(利用料及びその他の費用の額)

第9条 この事業者が提供する短期入所生活介護サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

2 施設は、前項の支払いを受ける額の他、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

- (1) 食事提供に要する費用 別紙料金表参照
- (2) 居住に要する費用 別紙料金表参照
- (3) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用  
別紙料金表参照
- (4) 理美容代 別紙料金表参照
- (5) 前各号に掲げるものの他、入所者に提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要とされる費用で入所者が負担することが適當と認められる費用。  
別紙料金表参照

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、事前に文書説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は次のとおりとする。

青葉区、都筑区、港北区、神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、緑区、その他は要相談

(サービス提供開始の手続き)

第11条 施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、施設の規定する運営規程の概要、従業者の勤務の態勢、その他の入所申込者の、サービスの選択に旨すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込み者の同意を得る。

(緊急時の対応)

第12条 入所者の心身に緊急を要する事態が生じたときに備え主治医あるいは協力医療機関の協力を得て、緊急時における対応方法をあらかじめ定めるものとする。

(非常災害対策)

第13条 施設は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的な設備の点検、訓練の実施等災害事故防止と入所者の安全確保対策を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第14条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生定期的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、施設内において感染症及び食中毒が発生又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。
  - 一 感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための指針の整備
  - 二 感染症及び食中毒の予防、まん延防止対策を検討する委員会の開催
  - 三 感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修及び訓練の実施

(協力病院等)

第15条 短期入所生活介護は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定める。協力医療機関は鴨居病院、浅野皮フ科、浅野歯科、上白根病院、竹山病院とする。

(事故発生時の対応)

第16条 短期入所生活介護は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族等に連絡を行うとともに、誤薬、医療機関に受診した事故に関しては、横浜市に事故報告を行なう。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。

(記録の整備)

第17条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 短期入所生活介護は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(苦情処理)

第18条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 施設は、その提供した施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市

町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した短期入所介護サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### (個人情報の保護)

第19条 施設は、入所者又はその家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、施設での介護サービス提供以外の目的では原則使用しないものとし、外部への個人情報提供については必要に応じ、入所者又はその家族等の同意を得るものとする。

2 施設は、職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容に含めるものとする。

#### (職員研修)

第20条 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

#### (入所者に関する市町村への通知)

第21条 短期入所生活介護は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに短期入所生活介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

#### (虐待防止のための措置に関する事項)

第22条 施設は、入所者の人権擁護、虐待防止のため次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を周知徹底する。
  - 二 虐待防止の指針を整備する。
  - 三 虐待防止のための研修を定期的に実施する。
  - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに横浜市に通報するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第23条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画を策定するものとする。

2 施設は、業務継続計画について必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

(地域との連携等)

第24条 短期入所生活介護は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(掲 示)

第25条 施設は、当該指定介護福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に旨すると認められる重要な事項を掲示する。

(施設利用の留意事項)

第26条 施設は、利用者の安全性、快適性を確保するため利用にあたり火気刃物等危険物持込を制限する、面会時間を原則9：00～18：00に定める、利用者同士・職員に迷惑を及ぼす宗教・政治・営利活動等を制限する、等の留意事項を定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

この規程は、平成14年8月1日から施行する。

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

この規程は、平成15年2月20日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年12月19日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年9月16日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年9月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和 3年4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年8月 1日から施行する。